

ジョブセンターまえばし指定管理者募集に係る質問回答書

令和8年8月24日更新

Ｎｏ．１

件名	指定管理料目安(年4, 700万円)の積算前提について
資料名等	[資料名]: 募集要項 [ページ・項目]: P. 3 [資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 2-5 指定管理者が行う業務、P. 4-2 施設および設備等の維持管理業務、P. 9-3 指定管理にかかる経費
質疑内容	指定管理料目安(年4, 700万円・税込)には、必置人員5名以上(事務2名、カウンセラー2名、アドバイザー1名)の人件費および保守・清掃・警備等の委託費が全て含まれる想定でしょうか。 また、特定事業に対する市の別途予算措置の有無をご教示ください。
回答 (R8.8.17)	募集要項及び仕様書に定める指定管理業務については、募集要項に示した指定管理料の範囲内で実施することを想定しています。 従って、指定管理料の目安額（年額4, 700万円）には、仕様書P. 10-(2)-①から④に示した人件費、管理費、事業費、指定管理業務引き継ぎにかかる経費、その他指定管理を行うために必要な経費を含むものとして積算しています。 なお、現時点において、本公募の対象業務に関連する特定事業について、市が別途予算措置を行い、指定管理者へ委託する予定はありません。

Ｎｏ．２

件名	物価・光熱水費高騰に伴う改定基準について
資料名等	[資料名]: 募集要項 [ページ・項目]: P. 11-(分担表)
質疑内容	募集要項P. 11※1「著しい物価変動時の別途協議」に関し、昨今の光熱水費等の高騰を踏まえた協議・改定の具体的な運用基準(例:〇%以上の高騰等)をご教示ください。
回答 (R8.8.17)	募集要項分担表に記載のとおり、著しい物価変動が発生し、収支計画に多大な影響を与える場合は別途協議することとしています。 現時点において、協議開始の具体的な数値基準や上昇率は定めておらず、社会経済情勢、変動内容及び事業への影響を総合的に勘案し、本市の他施設と調整の上、個別に判断します。

Ｎｏ．３

件名	過去3年間の実績について
資料名等	[資料名]: 募集要項

	[ページ・項目]: P. 11-分担表、P. 12- (別記) 提出書類一覧表 [資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 7-5 ジョブセンターの活用および利用に関する業務、P. 9-6 共益費の収受 [資料名]: その他 [ページ・項目]:
質疑内容	精度の高い収支計画策定のため、過去3年間(令和5～7年度)の「①光熱水費実績」「②10万円以下の修繕費実績」「③会議室等利用料金収入」「④入居団体からの共益費収受額」をご提示いただくことは可能でしょうか。
回答 (R8.8.17)	過去3年間の実績については、応募者間の公平性確保の観点から、次の項目を参考資料として公表します。 ・共益費収入、光熱水費、修繕費実績 ・会議室等使用実績

No. 4

件名	併設ハローワークとの費用分担について
資料名等	[資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 2-5 指定管理者が行う業務、P. 5-3 総合的就職支援事業、P. 9-6 共益費の収受
質疑内容	併設するハローワークなどの専有部・共用部にかかわる維持管理経費（光熱水費、清掃・警備費等）は、本指定管理料に含まれる想定でしょうか。
回答 (R8.8.17)	施設全体の維持管理については、仕様書に基づき指定管理者が実施することとしています。なお、ハローワーク等の入居団体については、仕様書に定めるとおり施設の維持管理に要する共益費（管理費）を収受することとしています。 共益費の主な内訳は以下のとおりです。 ・光熱水費 ・警備委託費 ・清掃委託費 ・施設設備保守点検費 ・損害賠償責任保険料

No. 5

件名	12条点検費用・点検記録の開示、および修繕負担区分
資料名等	[資料名]: 募集要項 [ページ・項目]: P. 11- (分担表) [資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 4-2 施設および設備等の維持管理業務
質疑内容	仕様書P. 4の建築物点検（12条点検）費用の負担主体をご教示ください。ま

	た、適切な維持管理計画策定のため、過去の定期点検（１２条点検）の記録・点検結果をご提示いただくことは可能でしょうか。あわせて、点検により生じた１０万円超の修繕費は市負担の認識で相違ないかご教示ください。
回答 (R8.8.17)	建築基準法第１２条に基づく点検については、仕様書に定める指定管理業務に含まれますので、指定管理者負担となります。 また、過去の点検記録及び点検結果については、応募者間の公平性確保の観点から、過去３年分の定期点検結果報告書及び点検結果表を参考資料として公表します。その他詳細については、現地説明会及び産業政策課窓口にて閲覧可としますので、事前に産業政策課へ連絡、予約のうえ閲覧してください。 なお、修繕費の負担区分については、募集要項Ｐ．１１－（分担表）のとおり、工事及び修繕費が概ね１０万円以下の場合は指定管理者負担とし、概ね１０万円を超える場合は、市と指定管理者が協議の上決定します。

Ｎｏ．６

件名	夜間開館（１８：００～２１：００）の運用実績
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：Ｐ１．－２施設の概要
質疑内容	適切な人員配置計画策定のため、直近１年間における夜間開館（１７：００以降の開館）の実績頻度（月平均日数等）をご教示ください。
回答 (R8.8.17)	直近１年間の夜間利用実績については、Ｎｏ．３の回答をご参照ください。

Ｎｏ．７

件名	ホームページ(HP)・SNS・データベース等の引き継ぎ
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：Ｐ．６－３総合的就職支援事業－（１）事業内容－⑤、Ｐ．１１－５業務実施に付随して指定管理者が行う事項等
質疑内容	既存利用者の支援継続と効率的な周知のため、以下ご教示ください。 ①現行HPのドメイン、Web資産、公式SNSアカウントの権限は新指定管理者に引き継がれますか。 ②会員情報や登録者データベース等は個人情報保護に配慮のうえ引継がれますか。 ③仮に新設が必要な場合、初期構築費は指定管理料に含まれますか。
回答 (R8.8.17)	①現在運用しているホームページのドメイン及びSNSアカウントは引き継ぎを予定していません。新たなホームページやSNSを運用する場合は、指定管理者において構築及び運営してください。 ②利用登録者情報、キャリアカウンセリング情報その他指定管理業務の遂行に必要なデータについては、個人情報保護関係法令等を遵守した上で、引継ぎを予定

	しています。 ③ホームページ、SNS等の構築及び運営に必要な経費については、指定管理業務に必要な経費として収支計画に計上してください。仕様書において、ホームページ及びデータベースの開発・運営に係る経費は指定管理業務の対象経費としています。
--	---

Ｎｏ． ８

件名	「総合的就職支援事業」の過去実績・K P I および今後５年間の期待目標について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. ５－３総合的就職支援事業、P. ７－４市内企業人材確保支援事業、P. １０－４報告業務
質疑内容	仕様書P. ５～７の「総合的就職支援事業」および「市内企業人材確保支援事業」に関し、実効性の高い事業計画書（様式６）を作成するため、以下をご教示ください。 ①各事業項目（キャリアカウンセリング、各種セミナー、企業見学会・インターン、職場定着支援、企業訪問等）における過去３年間（令和５～７年度）のK P I（設定目標値）およびその達成実績をご提示いただくことは可能でしょうか。 ②仕様書P. １０、１２に「K P I（目標値）は市と協議の上設定する」とありますが、今後５年間（令和９～１３年度）において市が期待・想定している定量的目標値（来所者数、カウンセリング件数、就職決定数、企業支援件数等）の目安があればご教示ください。
回答 (R8. 8. 17)	①過去３年間の年度計画書及び事業実績については、応募者間の公平性確保の観点から、参考資料として公表します。 ②令和８年度までは、市及び指定管理者間でK P I（目標値）の設定は行っており、今回の指定管理者公募から、目標値については市と指定管理者が協議のうえ設定することを予定しています。 なお、現時点において市が想定している目標値の一例として、就職決定者数年間５２０人を目標としております。そのほかの目標項目及び数値については、指定管理者からの提案内容を踏まえ、協議のうえ設定する予定です。 応募に当たっては、事業効果を踏まえた適切な目標値及び達成方策をご提案ください。

Ｎｏ． ９

件名	備品リスト(備品台帳)の事前開示および立会確認について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. ９－７業務関連事項－（３）備品、P. １１－５業務実施に付随して指定管理が行う事項等－（１）指定管理開始前の準備

質疑内容	備品リストの事前開示の可否、および引継ぎ時の現物確認実施についてご教示ください。
回答 (R8. 8. 17)	市所有備品については、応募者間の公平性確保の観点から、備品台帳を参考資料として公表します。 なお、指定管理者の指定後に実施する引継ぎにおいては、市及び現指定管理者立会いのもと、備品の状況確認及び業務引継ぎを実施する予定です。詳細な引継ぎ方法については、指定管理者決定後に協議します。

Ｎｏ．１０

件名	利用料金の減免に関して
資料名等	[資料名]：募集要項 [ページ・項目]：P. ３－５指定管理に係る基本的事項－（３）施設利用料金及び事業収入の取扱い－②利用料の減免
質疑内容	「利用料金制度を採用するジョブセンターにおいては、指定管理者が利用料金の減免をすることができますが、この場合、あらかじめ市長と協議を行うものとします」とあります。 貴市および関係機関が利用する際、指定管理者の収入の一部となることを踏まえ、基本的には「減免をしない」ことを想定しています。このような方針や判断は適切でしょうか？
回答 (R8. 8. 20)	募集要項に記載のとおり、利用料金の減免については、指定管理者が実施することができますが、その場合はあらかじめ市長と協議を行うものとしています。 なお、本施設は市の公の施設であることから、市や関係機関が施設を利用する場合については、施設の設置目的や利用内容等を踏まえ、減免を基本とすることを想定しています。 一方で、減免を行わず利用料金を徴収することを提案する場合は、その考え方や必要性に加え、徴収した利用料金の活用方法及び施設利用者への還元方法等について、具体的にご提案ください。

Ｎｏ．１１

件名	指定管理料に関して
資料名等	[資料名]：募集要項 [ページ・項目]：P. ３－５指定管理に係る基本的事項－（５）指定管理にかかる経費 [資料名]：その他 [ページ・項目] 総務省通知等
質疑内容	昨今の社会情勢に起因する物価高騰や賃上げに関して、指定管理者の経営努力による効率化を踏まえたとしても限界があると考えております。 当該施設が担う役割において「適切な公共サービスの質」を担保するため、貴

	市ではどのような指針をお持ちでしょうか？
回答 (R8. 8. 20)	昨今の物価高騰や賃金上昇、総務省からの通知内容については市としても十分認識しています。 指定管理料の目安額（年額４，７００万円）は、業務内容及び人員体制の見直しを行った上で、過去３年間の指定管理料の決算実績を参考とし、人件費上昇等の影響を考慮して積算したものです。また、この額は市場環境や市の財政状況を踏まえつつ、公共サービスの質を確保しながら持続可能な運営が可能となるよう設定しています。 さらに、今回の公募では、指定管理料のほか、会議室等の利用料金収入、就職活動支援用品及び来館者の利便性向上に資する物品販売収入、自主事業収入等を新たに指定管理者の収入とすることができるとしておりますので、指定管理者制度の趣旨に基づき、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、この要件下においてどのような体制や手法により効果的かつ効率的な事業を展開できるかをご提案ください。 なお、著しい物価変動等により収支計画に大きな影響が生じた場合は、募集要項に記載のとおり、市と指定管理者が協議を行うこととしています。

Ｎｏ．１２

件名	機械設備図等資料について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. ４－Ⅱ業務仕様-２施設及び設備等の維持管理業務－（４）設備保守管理業務
質疑内容	設備保守管理業務に関し、空調設備、電気設備、自動ドア、電動シャッター、衛生給排水設備、消防・防災設備等について、機械設備図や消防点検報告書等の関連する図面や資料をご提示いただくことは可能でしょうか。
回答 (R8. 8. 21)	機械設備図及びジョブセンターまえばし開設時の大規模改修に係る建築工事図面については、応募者の提案検討に資する資料として、閲覧可能とします。また、消防点検報告書についても過去３年分を閲覧可能とします。 閲覧を希望する場合は、事前に産業政策課へ連絡のうえ日時を予約してください。閲覧場所は産業政策課とし、図面及び消防点検報告書はいずれも同様の方法で閲覧できるものとします。 なお、本回答をもって全ての応募者に対して同様に閲覧可能な資料として取り扱います。

Ｎｏ．１３

件名	指定管理料に関して
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. ２－Ⅰ－２施設の概要－（２）休館日

質疑内容	休館日が設定されていますが、運営上の判断により休館日に開館することは可能でしょうか。
回答 (R8. 8. 21)	ジョブセンターの休館日は仕様書に定めるとおり、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始としています。 ただし、市民サービスの向上や事業効果の向上に資するものであり、かつ施設の設置目的に合致する事業については、事前に市と協議のうえ実施することは可能です。 なお、その場合の人員配置や施設管理体制については、指定管理者の責任において適切に確保してください。

Ｎｏ．１４

件名	市内企業人材確保支援事業について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P 7・4 市内企業人材確保支援事業
質疑内容	登録企業について、市外に本社・事業所を置く企業も対象とすることは可能でしょうか。また、求職者に対して市外企業の求人を紹介・斡旋することは可能でしょうか。
回答 (R8. 8. 21)	本事業における企業支援の主たる対象は、市内企業を想定しています。なお、市外に本社を有する企業であっても、市内に事業所を有する場合や、市内での雇用創出につながる場合は、対象とすることを妨げるものではありません。 また、前橋市は現在、無料職業紹介事業の許可を有していません。そのため、ジョブセンターまえばしでは、就職相談、キャリアカウンセリング、各種セミナー、企業説明会等の就職支援を実施し、職業紹介についてはハローワークへつなぐことにより、前橋市とハローワークが連携した総合的かつ一体的な就職支援を実施しています。

Ｎｏ．１５

件名	運営費用の内訳について
資料名等	[資料名]：募集要項 [ページ・項目]：P. 3－5 指定管理に係る基本的事項－P 3・(5) 指定管理に係る経費
質疑内容	現在のジョブセンターまえばしの運営費用について、可能な範囲で内訳をご教示ください。 特に、以下の項目について、現在の実施状況・頻度・金額を共有いただきたい。 － 清掃費および清掃実施日・頻度 － 電気・水道・ガス等の光熱水費 － 通信費 － 保守・管理費

	－ その他、施設運営に伴い継続的に発生している費用
回答 (R8. 8. 21)	施設運営に係る過去３年間の支出実績については、応募者間の公平性確保の観点から、参考資料として公表します。 現在の施設運営にかかる費用としては、No. ４で回答したものを含め、以下を支出しています。 １．光熱水費（電気、水道、ガス） ２．消耗品（日用品、清掃道具） ３．施設管理（機械警備、清掃（床・トイレ・ガラス）、貯水槽清掃、水質検査、消防設備点検、自動ドア点検、電動シャッター点検、建築物法定点検、建築設備法定点検、防火設備法定点検、空調機冷媒漏洩点検、緑地管理作業（除草、剪定）、電気保安管理業務、廃棄物処理、施設賠償責任保険、新聞

No. １６

件名	応募書類の提出について
資料名等	[資料名]：募集要項 [ページ・項目]：P. ６ページ～７ページ・１２ページ（事業計画書）
質疑内容	単独応募または共同企業体での応募に関わらず、「事業計画書」の記載内容については「会社名」等を表記して問題ないでしょうか。若しくは、「会社名」等を隠すことが必須でしょうか。
回答 (R8. 8. 21)	事業計画書等の応募書類については、法人名、団体名等を記載して差し支えありません。

No. １７

件名	総合的就職支援事業について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. ５
質疑内容	現存するウェブスタジオの配置に関して、仕様書内には「設置する」ことを求める要件が見当たりませんが、必ず設置をしなければならないのでしょうか。 また、現在のウェブスタジオはパーティションで仕切られていましたが、こちらは貴市の備品に該当するものでしょうか。
回答 (R8. 8. 21)	仕様書に記載のとおり、オンライン相談、オンラインセミナー等のDXを活用した就職支援サービスを提供できる体制を確立し、実施することを要件としています。したがって、必ずしも現存の形態で設置することを求めるものではありませんが、オンライン相談、オンラインセミナー等の実施方法、必要な設備構成、運営手法等については、民間事業者ならではの創意工夫により提案してください。 なお、現地説明会で確認いただいたウェブスタジオのパーティション及び２階カウンセリングルームに設置しているブースパーティションについては、現指定管理者が設置したものであり、市所有の備品ではありません。

	そのため、次期指定管理者への引継ぎの有無については、市が保証するものではなく、必要な設備や備品については指定管理者において確保してください。
--	--

Ｎｏ．１８

件名	直近３年間の収支報告書の公開について
資料名等	[資料名]：その他
質疑内容	直近の３年分の収支表を教えてくださいませんか。また公開されている場合、どのような手続きで公開されるのかをご教示ください。
回答 (R8.8.24)	過去３年間の収支実績については、Ｎｏ．４及びＮｏ．１５の回答をご参照ください。施設運営に係る収支実績については、応募者間の公平性確保の観点から参考資料として前橋市ホームページに掲載しています。

Ｎｏ．１９

件名	ＯＡ機器・電話の入れ替え時の個人情報の共有について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：Ｐ．９－Ⅱ業務仕様－７業務関連事項－（１）ＯＡ機器、電話機
質疑内容	ＯＡ機器の設置は指定管理者とありますが、指定管理者が知りえた顧客情報の個人情報や機密情報などの引継ぎの際は、貴市は関与するのでしょうか。
回答 (R8.8.24)	利用登録者情報、キャリアカウンセリングに係る情報、その他指定管理業務の遂行に必要な個人情報を含むデータについては、個人情報保護関係法令等を遵守したうえで引継ぎを予定しています。 なお、引継ぎに当たっては、市も関与し、適切な引継ぎが行われるよう調整を行います。個人情報及び機密情報の管理については、法令等に基づき適切に取り扱っていただきます。

Ｎｏ．２０

件名	託児業務の委託について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：Ｐ．８－Ⅱ業務仕様－５ジョブセンターの活用及び利用に関する業務－（４）キッズルームの利用について
質疑内容	託児業務を委託する場合、利用者の「完全予約制」は可能かご教示ください。
回答 (R8.8.24)	託児業務を完全予約制により実施することは可能です。 現状においても、常時託児を実施しているものではなく、子育て世代を対象とした面接会や交流会等のイベント実施時に託児を行っており、定員を設けた事前予約制により運用しています。 ただし、利用者への十分な周知を行うとともに、子育て世代の就職支援を目的とした施設であることを踏まえ、利用機会を著しく制限することのないよう配慮

	してください。
--	---------

Ｎｏ．２１

件名	調理室の利用・自主事業としての活用要件について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. 2-I 基本的事項-指定管理者が行う業務- (6) その他施設の目的を達成するための事業
質疑内容	自社内に食品衛生責任者がいる場合、就職支援事業（セミナー等）の一環、あるいは職場定着や利用者交流、地域の居場所機能を目的とした自主事業（参加費制の調理講座等）として、自社で調理・飲食提供を行うことは可能でしょうか。 また、その際に必要となる許認可（保健所等）や届出、運用上の制限等があればご教示ください。
回答 (R8. 8. 24)	調理室については、ジョブセンターまえばしの設置目的に合致し、就職支援、職場定着支援、利用者交流等に資する事業であれば、自主事業として活用することが可能です。 なお、食品の調理及び提供を行う場合は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、食品衛生責任者の配置及び HACCP に沿った衛生管理を実施するとともに、飲食店営業許可又は営業届出の要否等について事前に前橋市保健所へ確認し、必要な許認可や届出等の手続を適切に行ってください。 事業の実施に当たっては、事業内容、実施方法等について事前に市と協議の上、承認を得るものとします。

Ｎｏ．２２

件名	託児対応の自社実施について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. 8-II 業務仕様-5 ジョブセンターの活用及び利用に関する業務- (4) キッズルームの利用について-①託児業務
質疑内容	自社内に「前橋市認可外保育施設指導監督基準」に準ずる資格・要件を満たす社員がいる場合、委託ではなく自社（直営）で託児対応を行うことは可能でしょうか。 必要な手続き等とあわせてご教示ください
回答 (R8. 8. 24)	仕様書では、託児業務が必要な際は第三者への委託を想定していますが、「前橋市認可外保育施設指導監督基準」に準じた体制を確保できる場合には、自社で実施する提案を妨げるものではありません。 ただし、実施に当たっては、ジョブセンターまえばしの設置目的に沿った内容であること、指定管理業務及び施設運営に支障を生じさせないことを前提とし、保育従事者の配置基準、安全管理体制、衛生管理体制等について市と協議を行い、承認を得るものとします。

	なお、常設の託児室として運営する場合は、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく認可外保育施設設置届が必要となる場合があります。詳細については、前橋市こども施設課へ確認のうえ、必要な手続きを行ってください。 また、必要な届出等がある場合は、事業者の責任において対応してください。
--	--

Ｎ ｏ ． ２ ３

件名	自主事業の実施条件・制限について
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：P. 6-Ⅱ 業務仕様-3 総合的就職支援事業-(2) 実施事業についての留意事項-③及び④
質疑内容	就職後の定着支援や仲間づくりを目的として、自社の有資格者（理学療法士等）による自主事業（参加費を徴収する事業）の実施を検討しております。 仕様書に基づき自主事業として提案するにあたり、開催頻度や利用できる部屋・時間帯、または料金設定等に関して、市として設けている上限や具体的な制限・要件等がありますか。
回答 (R8. 8. 24)	就職後の定着支援や仲間づくりを目的とした講座やイベントについては、仕様書に記載のとおり実施することが可能です。 開催頻度、利用する部屋、実施時間帯及び参加料金等について、市が一律に定める上限はありません。 ただし、ジョブセンターまえばしの設置目的に沿った内容であること、指定管理業務及び施設運営に支障を生じさせないことを前提とし、事業内容や料金設定等については事前に市と協議し、承認を得るものとします。 また、公の施設において実施する事業であることを踏まえ、参加料金については利用者が参加しやすい適正な額とし、事業内容や実施経費に見合った社会通念上妥当な設定としてください。 なお、自主事業により得られた収入については、仕様書に定めるとおり指定管理者の収入とすることができます。